



三重県公報

平成21年6月1日(月)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	公 告		
	平成21年度三重県一般会計補正予算の公表	(予 算 調 整 室)	1
	皆伐面積の限度の公表	(森 林 保 全 室)	5

公 告

平成21年度三重県一般会計補正予算が平成21年5月29日成立しましたので、次のとおり公表します。

平成21年6月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

平成21年度三重県一般会計補正予算（第3号）

平成21年度三重県一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48,704千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ686,374,840千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰入金		27,963,657 千円	48,704 千円	28,012,361 千円
	2 基金繰入金	27,642,819	48,704	27,691,523
歳入	合計	686,326,136	48,704	686,374,840

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		29,186,684 千円	48,704 千円	29,235,388 千円
	1 公衆衛生費	10,987,697	48,704	11,036,401
歳出	合計	686,326,136	48,704	686,374,840

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、平成21年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表します。

平成21年6月1日

三重県知事 野呂昭彦

指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の名称	保安林指定の目的	皆伐面積の限度 ha
員弁川	水源のかん養	137.02
	土砂の流出の防備	274.97
四日市地区	土砂の流出の防備	240.08
鈴鹿川	水源のかん養	81.43
	土砂の流出の防備	276.41
北勢	公衆の保健	288.52
安濃川	水源のかん養	99.24
	土砂の流出の防備	22.10
雲出川	水源のかん養	264.28
	土砂の流出の防備	125.13
津地方	公衆の保健	53.66
櫛田川	水源のかん養	693.70
	土砂の流出の防備	243.99
宮川上流	水源のかん養	1082.84
	土砂の流出の防備	166.84
松阪地方	公衆の保健	118.08
宮川下流	水源のかん養	533.85
	土砂の流出の防備	120.96
志摩地区	水源のかん養	66.82
	土砂の流出の防備	70.52
五ヶ所地区	水源のかん養	1.78
	土砂の流出の防備	21.20
吉津地区	水源のかん養	242.96
	土砂の流出の防備	93.14
	干害の防備	1.60
伊勢市二見町今一色ほか	風害の防備	0.72
鳥羽市浦村町字麻倉島ほか	風害の防備	0.18
志摩市志摩町片田字大里ほか	風害の防備	0.36
南勢志摩	公衆の保健	27.90
伊賀地区	水源のかん養	154.78
	土砂の流出の防備	226.64
伊賀	公衆の保健	82.24
尾鷲地区	水源のかん養	795.38
	土砂の流出の防備	390.53
紀北	公衆の保健	23.02
木本地区	水源のかん養	56.30
	土砂の流出の防備	15.68
熊野川	水源のかん養	128.86
	土砂の流出の防備	140.78
紀南	公衆の保健	1.20

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.jp/>
